

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日会社A（以下「会社」という。）に入社し、配送職員として業務に従事していた。

請求人は、同月〇日午前〇時〇分頃、自宅から会社に出勤するため原動付自転車で走行中、B市の信号機のある交差点において左方より進入してきた普通乗用自動車と接触し負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、C病院に救急搬送され「頸部、右肩、右股関節、左膝、腰部挫傷」と診断され、翌〇日にはD整形外科に受診し「頸部挫傷、腰部挫傷、右肩関節挫傷、右臀部挫傷、両膝関節挫傷」と診断された。その後、請求人は頭痛を訴え、C病院脳神経外科を受診し「頭部外傷」と診断され、同年〇月〇日にはE医療センターに受診し「多発性脳梗塞」と診断され加療した結果、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の原因とする傷病は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害の原因となる傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の頭痛、視野障害、感情障害、健忘等について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「画像から平成〇年〇月〇日のCTでも陳旧性病変と判断され、MRI検査でも出血は認められず、脳挫傷という頭部外傷は考えられない。脳内病変は、今回の交通事故による頭部外傷で生じたものとは考え難く、同病変と後遺症状との因果関係ありとは考え難い。後遺症状となったものは、その発生原因を説明し得ない。」と述べており、当審査会は請求人の経過、医証から、その意見を妥当と判断する。

(2) また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、傷病名は「頸部、腰部、右肩関節、右臀部、両膝挫傷」と診断し、要旨、「平成〇年〇月〇日受傷、同月〇日当科受診、X線チェックで外傷なし、コルセット、サポーター装着しリハビリにてfollowしていた。同年〇月〇日リハビリ治療後、受診なく中止した。」と記載している。

(3) 本件事故による「頸部、腰部、右肩関節、右臀部、両膝挫傷」は、打撲による挫傷であり一般論ではあるものの数週間程度の休業と理解されており、請求人は受傷5か月後の平成〇年〇月〇日にD整形外科での治療を中止し、特別な訴えもないことから、請求人に残存する障害の原因となる傷病が通勤によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しな

い旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。